

伊東市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和2年度に実施した財政援助団体監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知を伊東市長から受けたので、別紙のとおり公表する。

令和3年1月4日

伊東市監査委員 杉山 雅男

伊東市監査委員 井戸 清司

伊東市監査委員 様

伊東市長 小野 達也

監査の結果に関する報告に対する措置状況等の通知

監査の結果に関する報告に対する措置状況等について、次のとおり通知します。

令和 2 年度 財政援助団体 監査

(令和 2 年 1 1 月 1 1 日公表)

	内 容
指 摘 事 項	<p>1 市は、補助金について「補助事業等の中止又は内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること」との条件を付して交付を決定しているが、団体は、当初予算に計上のない備品の購入等、市長の承認を受けることなく予算の変更を行っていた。</p> <p>また、備品の購入時期は、事業年度末の令和 2 年 3 月 31 日であり、予算執行の調整と受け取られる処理が行われていた。</p> <p>補助金については、交付条件を遵守するとともに、公金であるという認識を持ち、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>2 サバーソニック&amp;アジロックフェスティバル 2019 における催事事務の委託契約について、契約書第 3 条には、「甲が加入する甲催事全体の損害賠償責任・傷害保険に、乙イベント内容を含む」とあるが、賠償責任保険は、サバーソニック&amp;アジロックフェスティバル実行委員会代表者の名義により契約が締結されており、契約書に記載の内容と食い違いが生じていた。</p> <p>また、契約書第 4 条には、「甲は乙との契約内容（乙の提示した別紙見積り内容）に同意後は」とあるが、当該見積書の欄外には「実行委員長ご確認済最終稿」との記載がされていた。</p> <p>補助対象事業について、主体的に実施しているのか疑問が残ることから、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>3 補助金の支払は額の確定した後に行う精算払が原則であり、概算払は支出の特例であるため、精算等の手続は、法令等に基づき適時適正に行われる必要がある。</p> <p>市は、補助金の交付を行うに当たり、2 回に分けて全額を概算払し</p>

	<p>ているが、2回目については、事業年度末の令和2年3月30日に支払っていた。</p> <p>概算払を行うに当たっては、その必要性や支払時期、支出内容等を勘案した上、適正な事務の執行を図られたい。</p> <p>4 補助事業等が完了したときは、実績報告書等を精査の上、補助金額を確定し、概算払をした補助金については、交付決定額より減額となった場合、返還を求めなければならないところ、これを行わなかったことから、令和元年度の補助金の交付決定を行う際、申請額から繰越金を減額して決定している。</p> <p>補助金の確定に際しては、未執行の事業があったことから、その分を減額して確定を行っているが、交付額と確定額の差額について、伊東市補助金交付規則に基づいた返還手続を行っていなかった。また、差額を返還した後も繰越金が生じている。</p> <p>補助金の申請から収支の精算に至るまでの事務について、補助金の決定、確定及び精算に当たっては、交付申請書、実績報告書、収支決算書等を精査し、適正な事務の執行を図られたい。</p>
(措置済) ・ 未措置	
伊豆・いとう地魚王国	<p>1 事業の進捗において、備品の購入等、予算の変更を伴う事態が生じた場合は、速やかに補正予算対応及び補助事業の内容変更承認申請を行い、補助事業の適正執行に努めてまいります。</p> <p>また、事業及び予算の執行状況、今後の執行計画について、毎月、産業課への報告を行い、適正な予算執行に努めてまいります。</p>
伊豆・いとう地魚王国	<p>2 締結する契約においては、受託者（催事業者等）との間で締結した契約内容が正確に履行されていることを事務局内の複数名で確認し、事務処理に食い違いが生じないようにチェック機能の強化に努めてまいります。</p>
伊東市観光経済部産業課	<p>3 事業及び予算の執行状況並びに執行計画について、毎月、補助事業者から報告を受け、事業の状況を把握することにより、概算払の必要性や支払時期、支出内容等を精査し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
伊東市観光経済部産業課	<p>4 地魚王国の事務局を構成する「いとう漁業協同組合」及び「伊東商工会議所」との連携により、事業及び予算の執行状況並びに執行計画の定期的な把握と情報共有に努めるとともに、課内におきましても、</p>

	事務処理に当たり関係例規等の確認を複数人で実施し、市例規を遵守していくとともに、事務手続マニュアル等の整備により、適正な事務執行に努めてまいります。
--	--

※記載事項

- ・措置済か未措置のどちらかを囲み、措置済の場合は講じた措置の内容や状況を記載し、未措置の場合は現状、方向性、見通し、見解等を具体的に記載すること。